

「復興特別所得税」に関するお知らせ

平成 23 年 12 月 2 日に公布された東日本大震災のいわゆる「復興財源確保法」に基づき、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間、所得税額に対して年 2.1%の「復興特別所得税」が付加されることとなります。

このため、預金利息や国債等の利子、投資信託の解約益・譲渡益や分配金の所得税額に対し「復興特別所得税」が付加され、源泉徴収されます。

【復興特別所得税を付加した税率（平成 25 年 1 月 1 日以降）】

	平成24年12月31日 まで	平成25年1月1日～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日～ 平成49年12月31日	平成50年1月1日 以降
・ 預金利息	20%	20.315%		20%
・ 公共債の利子 ・ 公社債投資信託の 解約益、分配金	所得税 15% 住民税 5%	所得税 15% 復興特別所得税 0.315% 住民税 5%		所得税 15% 住民税 5%
・ 株式投資信託の 譲渡益、分配金	10% 所得税 7% 住民税 3%	10.147% 所得税 7% 復興特別所得税 0.147% 住民税 3%	(注1) 20.315% 所得税 15% 復興特別所得税 0.315% 住民税 5%	20% 国 税 15% 住民税 5%

※（注1）上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限が到来することによる税率の変更です。
※本資料は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成されていますが、今後の改正等により取扱いが異なる場合があります。

※本資料の説明に関わらず、お客様の個別の状況に応じて取扱いが異なる場合があります。個別・具体的なケースに係る税法上の取扱い等につきましては、税理士、税務署等にご相談ください。

※当金庫の既成広告物等（チラシ、ポスター、説明資料等）につきましては、復興特別所得税に関する説明が表示されていない場合もありますのでご了承ください。